

## 八千代町公共交通会議規約

### (設置)

第1条 八千代町は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議、並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づく計画（以下「計画」という。）に関する協議及び施策事業の実施に係る連絡調整を行うため、八千代町公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

### (事務所)

第2条 交通会議の事務所は、茨城県結城郡八千代町大字菅谷1170番地（八千代町役場内）に置く。

### (事業)

第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 八千代町の公共交通施策の推進に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (3) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (4) 計画の策定及び変更の協議に関する事。
- (5) 計画の実施に係る連絡調整に関する事。
- (6) 計画に位置づけられた事業の実施に関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事。

### (交通会議の構成員)

第4条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 町民又は公共交通の利用者の代表
  - (2) 学識経験者
  - (3) 国及び県の関係行政機関の代表者
  - (4) 交通事業者
  - (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者
  - (6) 町長の指名する職員
  - (7) その他町長が必要と認める者
- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、特定の職により委嘱又は任命された委員の任期は、当該職にある期間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長、副会長及び監事)

第5条 交通会議に、会長1人、副会長2人、監事2人を置き、委員の互選によりこれを定

める。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 監事は、この交通会議の会計及び業務の執行状況を監査する。

(会議)

第6条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 委員は、やむを得ず会議を欠席する場合は、その属する団体から代理の者を出席させることができる。
- 4 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決定する。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うことができる。
- 6 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(研究会)

第7条 会長は、必要に応じて、交通会議に研究会を設置することができる。

(守秘義務)

第8条 交通会議の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(協議結果の取扱い)

第9条 交通会議において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第10条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

- 2 事務局は、八千代町役場秘書公室まちづくり推進課に置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 交通会議の経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第13条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長がこれを精算する。

(委任)

第 14 条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 30 年 3 月 22 日から施行する。
- 2 交通会議の設立した年度に委嘱又は任命された委員の任期については、第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、委嘱又は任命の日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。